

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する
タスクフォース（第15回）

令和3年7月19日

- 1 日時 令和3年7月19日（月）15:00～17:00
- 2 場所 WEB会議による開催
- 3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、益川構成員、森構成員、山口構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総務課長、片桐消費者行政第一課長、関沢消費者行政第一課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

- ① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について
 - ・（一社）電気通信事業者協会
 - ・（一社）テレコムサービス協会（MVNO委員会）
- ② 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」（案）について

- ③ 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」
(案) を踏まえた今後の取組について
・(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

【中村主査】 では、時間がまいりましたので、始めたいと思います。皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第15回になります、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備のタスクフォースでございますが、今日の会議もコロナ対策ということで、ウェブ会議ということになります。冒頭、事務局からウェブ会議の開催上の注意事項についてのご案内と配付資料の確認をお願いします。

【関沢消費者行政第一課課長補佐】 本研究会の事務局を務めさせていただきます、総務省総合通信基盤局消費者行政第一課の関沢でございます。

まず、ウェブ開催に関する注意事項をご案内いたします。まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴となっております。このため、構成員の皆様におかれましては、ご発言の際にお名前を必ず冒頭におっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、ハウリング、雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。意見交換においてご発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。指名後、マイクをオンにしてご発言ください。また、接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能でご連絡をいただければ、随時対応いたします。

なお、傍聴の方は、現在構成員が参加しているシステム上の資料投影やチャット欄は閲覧できない設定となっております。資料については、研究会のウェブページに公開しておりますので、そちらをご覧ください。

注意事項に続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は議事次第に記載ございますとおり、資料15-1から資料15-5及び参考資料でございます。不足等がございましたらお知らせください。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

【中村主査】 議事に入る前に、このタスクフォースに出席いただいている総務省の幹部職員の人事異動があったということでございますので、一言ずつご挨拶いただければと思います。林総務課長はいらっしゃいますか。

【林総務課長】 7月1日付で、総合通信基盤局総務課長を拝命いたしました、林と申します。よろしくお願いいたします。

(2) 開会

① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について

【中村主査】 よろしく申し上げます。ご無沙汰しております。

後で、また二宮局長、北林部長がおられるようだったら声をかけてみたいと思いますけれども、議題に入りましょうか。今日の議題は議事次第をご覧くださいますと、大きいのが3つありまして、1つ目が取組の進捗状況、2つ目が新たな課題及び対策について、3つ目がそれを踏まえた今後の取組についてということになっています。

まず、議題1ですが、取組の進捗状況について、TCA様とテレサ協様から状況のご説明を、いつものとおりお願いできればと思います。まずは、電気通信事業者協会、吉岡さんから説明をお願いします。

〈(一社)電気通信事業者協会から、資料15-1「(一社)電気通信事業者協会資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 それでは、TCAより説明いたします。資料15-1をご覧ください。アジェンダは今お話がありましたとおり、フィルタリングの加入、あるいは加入率、有効化率の進捗状況ご報告でございます。

2ページ目をご覧ください。こちらが2018年から先月までのフィルタリングサービスの加入率・有効化率の推移になります。昔は大体50%前後だったものが、直近でいくと大体7割と、有効化率も6割程度だったものが7割前後で推移していると、そういう状況になっております。

続きまして、3ページ目は、先ほどのMNOの4社の合算値でしたけれども、こちらは各社の数字の直近3か月の数字を並べたものです。

4 ページ目は、これは毎回ご説明しておりますが、数字の定義を示したもので、詳細説明は割愛いたします。

私からの説明以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。続いて、テレコムサービス協会の井原さんからお願いできますか。

〈(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 15-2 「(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) 資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 MVNO 委員会からでございます。

それでは、資料 15-2 をご覧ください。2 ページをお願いいたします。MVNO の提供状況でございます。事業者名につきましては、構成員限りとさせていただいております。こちらの対象期間につきましては、毎回そうなんですけど、申込率と青少年利用率につきましては、4 月から 6 月までの 3 か月間、有効化措置率につきましては、1 月から 6 月までの 6 か月間となっております、前回、前々回の状況も記載させていただいております。

では、今回のアンケートの回答につきましては 16 社から頂戴をしております。そのうち、期間中に青少年の利用の契約があった 9 社の状況について報告をさせていただいております。また、本結果につきましては、自社で提供しているフィルタリングサービスのみということになっておりまして、OS フィルタリングのほうはカウントをしていないという状況でございます。数値に関しましては事業者によって異なるものの、おおむね前回と同様ということになっておりまして、以前から課題であります、ばらつきであるとか申込率の低いというところが大きく改善しているという状況にはなってございません。

MVNO 全体での改善に向けまして、各社の数値の提供状況、並びに申込率の高い事業者の取組など、MVNO 間で共有をさせていただき、また、業界ガイドラインの見直しも今後、実施していく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。では、今の発表に関して質問、コメント等ありましたらお願いいたします。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

今日は、この後で、前回の続きではありますがけれども、新たな課題対策についてのご審議をいただいて、全体の討議ということになっておりますので、そのときにお出しいた

も結構です。今、特段なければ進めましょうか。ありがとうございます。

では、議題の2に進みます。議題の2が新たな課題と対策の方向性の案について、事務局から説明いただけますでしょうか。

② 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」(案)について

〈事務局から、資料15-3「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」(案)」について説明〉

【片桐消費者行政第一課長】 事務局の消費者行政第一課長の片桐でございます。

資料15-3に基づいてご説明させていただきます。15-3は新たな課題及び対策でございますけれども、こちらは前回の会合でご議論いただきました、新たな課題及び対策の方向性案をベースにしたものでございます。基本的には、内容はほぼ同じでございます。異なる点は、構成員からのご意見を割愛したことと、今回は方向性でございましたので、「～すべきではないか」と疑問形にしておりましたところを全て体言止め、何とかするというような形にしているということでございます。また、前回の会合で構成員の皆様からいただいたご指摘についても反映させた形にしております。基本的には、今申しましたとおり、内容はほぼ同じでございますので、変更点のみ、かいつまんでご説明をさせていただければと思います。

まず、1ページ目をご覧ください。こちらは真ん中の箱の③ペアレンタルコントロールというところがございます。こちらについて、ご指摘を踏まえまして、ペアレンタルコントロールの中に技術的措置、フィルタリング等が含まれること、これを明確にするために注釈を設けております。具体的には、「ペアレントコントロールとは、保護者が青少年のライフスタイルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。技術的措置（フィルタリング等）及び非技術的措置（家庭内ルール作り等）で構成。」という注釈をつけさせていただきました。

続きまして、3ページ目をご覧ください。こちらについては特段変更点ございませんので、説明は省略させていただきます。

4ページ目をご覧ください。前回の会合で、こちらは低年齢層の子供については、保護者は、子供の画面を見ることが出来る距離で子供に利用させるといったことが基本だといっ

たご指摘がありましたので、緑字の部分ですが、これを踏まえて追記しています。

続いて、5ページ目、MVNOについてでございます。こちらも同様に④のところ、今のご指摘を踏まえて修正をしています。

続いて、7ページ目をご覧ください。このページについては特段の変更はございません。

8ページ目をご覧ください。こちらは「確認された課題」の①にある「オンオフ切替え」について、先ほどと同様の趣旨で修正をしております。具体的には、「保護者が画面を見ることができる距離で子供に利用させることが基本であり、オンオフ切替はそれを補完するもの。」という注釈を入れさせて頂きました。

続いて、9ページ目をご覧ください。「確認された課題」の④でございます。子供の成長に即したペアレンタルコントロールの重要性というところでございますけれども、子供の成長には年齢が上がるということに加えて、利用状況の変化も含まれます。この趣旨を明確化するために、「子供の成長や利用状況に即した」という形で、「利用状況」を明示させて頂きました。同様の修正を下の「取り組むべき課題」でもさせて頂いております。

続いて、11ページ目をご覧ください。青少年がインターネット利用することを前提とした取組の促進でございます。こちらは、もともと動画はSNSに含めた形としておりましたが、動画は非常に重要なものでございますので、特出しするという形で修正をしております。こちらは、2つ目の丸で、「特にSNS、動画、ゲーム」としておまして、同様の修正をその下でもしているというものでございます。

続いて、12ページ目でございます。こちらは「取り組むべき対策」の④でございますが、前のご議論の中で、「GIGAスクール構想」を明示すべきだといったご指摘がありましたことを踏まえまして、「(例えば、GIGAスクール構想等)」と明示させて頂いております。また、⑦でございますけれども、先ほど同様に「利用状況」を明示しているところでございます。

13ページ目をご覧ください。青少年がインターネットを利用することを前提とした取組促進のSNS等の関係についてのものでございます。こちらもSNS等の中に動画が含まれることを明示しているところでございます。

では、続いて14ページ目をご覧ください。ゲーム利用の関係でございますが、こちらは特段の修正はございません。

以上が15-3でございます。

〈事務局から、資料 15—4 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」概要（案）」について説明〉

続きまして、資料 15—4 について、ご説明を差し上げたいと思います。今、ご説明差し上げました、「新たな課題及び対策」につきましては、基本的にこれまでの議論に沿った形で、フィルタリングの関係、そして、その後の環境の変化に関する関係ということを書かせていただいております。また、主に主体となる者ごとに分けて書かせていただいたということから一部重複がございまして、その結果、前回の会合でも「何が盛り込まれていて何が足りないのかということが明確ではない」といったご指摘もいただいたところがございます。こういった観点を踏まえまして、全体を俯瞰できるようにポイントを整理した紙というのを併せて作らせていただきました。それが資料 15—4 の「概要」でございます。

まず、位置付けでございますけれども、今回の「新たな課題及び対策」の位置付けは、もとも改正青少年インターネット環境整備法、この着実な履行等のために策定しました「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」の取組状況、これに併せまして、近年の青少年を取り巻くインターネット環境の変化、これを踏まえて、青少年の安心安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題と、これを解決するために官民で取り組むべき対策を整理したものであるということを書かせていただいております。その下、旧「課題及び対策」と新しい「課題及び対策」を並べたものでございます。1、2、3とございますのは、それぞれの小項目のタイトルでございます。ここからも分かりますように、前回の「課題及び対策」というのは、基本的にはフィルタリングに特化したものでございますが、今回は、フィルタリングに加えまして、右側の箱の3番目、青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題への対応が含まれているものでございます。今回の「課題及び対策」のポイントを下の箱でまとめております。一言で言いますと、これまで主として取り組んでまいりました、青少年による違法有害情報への接触を回避するための取組をさらに進めるということに加えまして、青少年がインターネット上のサービスを利用するといったことを前提とした取組を推進するというものでございます。

具体的には下に書いてあるとおりでございまして、合計5つのポイントにまとめております。上2つがフィルタリングに関係するものでございます。1つ目が、契約時にフィルタリングの設定、有効化が行われなかった場合の保護者による事後設定促進に向けた取組を強化するということでございます。こちらは昨今、増加してまいりましたオンライン契約を含んだものでございます。2つ目はチェックが抜けておりまして恐縮でございますけれ

ども、フィルタリングの継続的な利用促進の鍵となるユーザビリティの改善等に向けた関係事業者の連携を強化というものでございます。3つ目が青少年のインターネット、こちらは先ほど申しましたように、特にSNSや動画やゲームでございます。これを利用した情報発信の機会、この拡大を踏まえたペアレンタルコントロールの取組強化ということでございます。また、インターネット利用の低年齢化を踏まえて、低年齢層の保護者へのアプローチを強化するというのもポイントの1つと考えてございます。最後でございますけれども、青少年の成長や利用状況に即したペアレンタルコントロール、これはフィルタリングを含むものでございますけれども、これを行うための効果的な啓発手法やコンテンツの開発を推進するといったこと、この5点が今回の課題及び対策の主なポイントであると整理しております。

次のページをご覧ください。次ページは、今申し上げたことをもう少しイメージ的にまとめたものでございます。これまでの「課題及び対策」では、青少年による違法有害情報への接触を回避するためのフィルタリング利用促進、これが主な取組事項でございました。主な対応としましては、下に4つ書いてあります。これに対しまして、今後の対応、「新たな課題及び対策」でございますけれども、今申しました接触を回避するためのフィルタリング利用促進に加えまして、青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提とした環境整備をやっていくということでございます。

また、主な対応について、赤い字で書いてあるところが新たに追加した要素でございます。まず、加入・有効化措置の関係で言いますと、これまではMNO中心でございましたけれども、今後、MVNOも含めて、その状況把握と取組強化をしていくということでございます。また、フィルタリングの説明の強化という観点で言いますと、インターネット利用に係るリスクとかフィルタリングの有効性等の説明を含むということを追加要素としております。また、ペアレンタルコントロールの必要性に係る保護者への啓発という観点で言いますと、大人の機器を貸し与える際の対策や子供が低年齢の段階から子供の成長や利用状況に即して行うといったことが追加要素として入ってございます。4点目は、フィルタリングの利便性向上の関係でございますけれども、こちらは青少年のSNSとか動画とかゲーム、こういったサービスの利用を前提として、フィルタリング等の利便性の向上に向けた体制の整備ということが入ってございます。「等」のところは黒字でございますけれども、これは追加要素でございますので、赤字でございます。これに加えまして、一番下の四角でございますけれども、「青少年の情報『発信』」を契機とするトラブル防止等のため、SNS等事業者による

実効的な年齢確認の実施」といったことも追加要素として入っているという形でございます。

私からの説明は以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございました。

これまでの審議を踏まえて、前回の案も改正をいただきまして、対策のところも何々ではないかという疑問文を何々すると断定にさせていただいたというだけで、随分迫力のある分厚い施策になったと思って拝見をしておりました。

今の事務局からの発表に関して、ご意見、ご質問等ありましたら、お出しただければと思います。いかがでしょうか。上沼さん。

【上沼構成員】 上沼です。15-4を作っていただいたことで、政策というか方向性の変更点がよく分かりやすくなったと思います。近時の重要な点というのは、15-4の新たな課題及び対策の3だと思います。1、2は環境整備法の中に記載があるところなので、法律の実行状況として、今後も確認が必要などころだとは思いますが、法律として明確に言及されていない3の部分が、今後、本当に必要な部分だと思いますので、その部分を拡充していただいている点、例えば次の15-4の2ページ目、ポツで言うと、主な対応のうちの3とか4、5あたりのものを追加していただいている点は、青少年保護のためには今後非常に有効な施策だと思いますので、私としては非常にありがたいと思っています。意見でした。

【中村主査】 ありがとうございます。ほかに。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。私も上沼さん同様、15-4は、ごちゃごちゃとしたものをすごくきれいに分かりやすくコンパクトに整理していただいていることに、とても感動しました。15-3の資料については、それを補完するための詳細な資料と捉えるとすごくいいとは思いますが、あえて2点ほど言わせてください。

冒頭の「はじめに」のところにあるペアレンタルコントロールの注釈はすごく大事だと思っています。「ペアレンタルコントロールとは、保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。技術的措置（フィルタリング等）」とありますが、ここにはぜひカスタマイズを入れてほしいのです。世の中には、フィルタリングはカスタマイズ可能だということを知らない保護者がごまんというように、使いづらくなると外してしまうという傾向がある現状を鑑みますと、ボリューム的に可能であれば「技術的措置（フィルタリング及びそのカスタマイズ等）」としていただけるとより良くなるのではないかと、意見です。

もう一つは8ページ目、ここも注釈の部分なのですが、すごく気になっています。フィルタリングの継続利用のための取組の促進ということで、「保護者が画面を見ることができる距離で子供に利用されることが基本」となっていますが、それはせいぜい小学生までかと。青少年は中高生もいるので、その辺りの工夫が欲しいなど。保護者が画面を見ることができる距離で利用させることが基本という記載があると、中高生の場合はかなり窮屈で現実に即しておらず、保護者も「え？」という感じになってしまうでしょう。とはいえ、単に“低年齢”としてしまうと未就学児のみという印象になるので、いい表現が見つければ私からもまたご提案させていただこうと思っておりますが、ここの表現だけ一工夫あったほうがいいのかと思います。ありがとうございました。

【中村主査】 ありがとうございます。続いて、森さん、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。私も先生方のご指摘どおりで、15-4を作っていたいてすっきりしたと思っております。それと同時に、15-4に何を載せるかということが重点が何かということだと思っておりますので、そこが重要かと思っております。15-4の1ページ目、上沼先生のご指摘のとおり、右側の真ん中の行、位置付けのところの2行目ですけれども、矢印の後ろ側で新たな課題及び対策となっておりまして、1番、2番、3番とありますけれども、3番、青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題ということが重要だと思っております。

新たな環境変化というのは何なのかというところ、環境の変化のところを具体的に書いていただいたほうがいいのかもしいないと思いましたがけれども、コロナ禍とGIGAスクールであろうかと思っております。それに伴って利用が増えて、そこが発信行為も多くなったということだと思っておりますので、2ページ目のこれからのところの3番、4番、5番は適切に入れていただいていると思うんですけども、前回から申し上げているGIGAスクールの問題とかも、青少年の安心安全な利用環境なのかどうかということ、そういう観点からの検証ということは必要だと思っておりますし、それがこのタスクフォースのミッションでもあると思っておりますので、1ページ目の環境変化のところコロナ禍による全般的な利用、プライベートな利用も学校の利用もということだと思っております。遊びも余暇もインターネットだけど、学校もインターネットということになったことを入れておいていただいて、それが環境の変化であって、2ページ目には書き切れなかったけれども、クラウドの利用とかブラウザ型タブレットの利用とか、そういうことも課題の中に入っていると。もしかしたら、そこに例のサプライチェーンリスクみたいな観点も新たに入ってくるのかもしれませんが、青少

年であっても、そういったことが新しい問題意識としてできたものが入ってくるかもしれませんが、せめて具体的な環境の変化として、コロナ禍とかGIGAスクールとか、1ページ目に書いていただいてもいいんじゃないかと思いました。

以上です。

【中村主査】 どうもありがとうございました。ひとまず今、手が挙がったのはお三方なんですけれども、ここで二宮局長と北林部長がおられるということですので、よろしければご挨拶いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【二宮総合通信基盤局長】 二宮でございます。7月1日付をもちまして、総合通信基盤局長を拝命しております。当初、端末の不具合で入れなくて申し訳ございません。本日、よろしく願いいたします。

【中村主査】 ありがとうございます。よろしくお祈いします。北林さんもおられますか。

【北林電気通信事業部長】 北林でございます。同じく7月1日の異動で、電気通信事業部長になりました、北林でございます。私も最初の当初の時間に入れなくて誠に申し訳ありません。本日はどうぞよろしくお祈いいたします。

【中村主査】 よろしくお祈いします。

では、続けましょうか。ほかに何かコメント、質問などありますでしょうか。石田さん、手が挙がりました。

【石田構成員】 石田です。よろしくお祈いします。

私も先生方と同じように、上沼先生のご意見と同じ意見です。まとめが分かりやすくてよかったと思っています。

もともとの案のほうに、例えばSNSの利用について、保護者の方がその利用実態のイメージがつかないということで、どうやって家庭内ルールを決めるかというのがよく分かっていない状況が書かれていて、そういうことも含めての啓発という形になるんだろうと思いましたのでよかったと思います。ただ、幼児期の保護者の方も、問題がゲームだけの問題ではなくて、長時間利用になってしまったりとか、SNSの問題というのも全部、幼児のときは全然気がついていないけど、気がついたときには遅いみたいなことがあるかと思いますので、そういうところも啓発の中に入れていく必要があるんだろうと思いました。ですけれども、書きぶりとしては、この書きぶりでもいいと思いました。ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。山口さん、手が挙がった、お祈いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。国際大学の山口です。ご説明いただきまして、ありがとうございました。

私からは少しだけ、もう先生がおっしゃったとおり、15-4の資料は大変いいものだと私も思いますし、これまでの意見が非常に多く反映されている資料だと考えております。重要なのが2ページ目のこれから、新たな課題及び対策というところだと思うんですけども、ここに書かれている5点について、具体的にどうやっていくかというところ、具体的に組み込んでいくと、具体的な施策をやっていくというところがこれから重要な点になってくるんだろうと感じております。

私の目線で、特に重要だと感じるのが3番です。大人の機器を貸し与える際の対策のほか、子供が低年齢の段階からというところ、これまでの視点ではあまりなかったところだと思いますし、諸先生方も触れていらっしゃるんですけども、保護者に啓発をしていくと。私が先日発表させていただいた調査研究の中のインタビュー調査のほうでも、自分の子どもがいるんですけども、どうしたらいいのかわからないという話はかなり聞く話なんです。先ほどの尾花先生も、カスタマイズも分かっていない方が非常に多いという話をしていましたけども、フィルタリングを含めて、そもそもどのように子供の環境を整備すればいいのかわからないというところ、機能だけでなく、つまりフィルタリングを導入することだけでなくどういうルールがいいのかとか、そういう様々なことが付随するわけですけども、恐らくそういったことで自分の子供の環境だとかこういうものが必要だということがスムーズに分かるようなことがあると、一気に利用が進むだけでなく、青少年保護という観点から非常に効率的なものが社会全体で出来上がってくるんだろうと思いますので、そういう子供の環境に応じたベストプラクティスといいますか、こうしたらいいということが啓発できていくといいのかなと。具体的にそれにはどうすればいいのかというところの調査といいますか、こういったことを考えていくのが今後重要なのかと感じております。

以上です。

③ 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」

(案)を踏まえた今後の取組について

【中村主査】 ありがとうございました。

では、よろしければ、議題の3に移りましょう。議題の3は、ここまでの話も踏まえた今後の取組ということで、テレコムサービス協会の井原様から改めてご説明をお願いできま

すでしょうか。

〈(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 15—5 「(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) 資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会、井原でございます。

それでは、資料 15—5 に従いましてご説明させていただきたいと思います。

まず、2 ページ、今回の発表内容でございますけれども、MVNO の取組及び提供しているフィルタリングアプリについてご説明させていただければと思います。

3 ページをご覧ください。まず、MVNO での対策の方向性に対しての MVNO の取組について説明いたします。個社名や合算値の公表、そしてベストプラクティスの共有等についてご指摘をいただいております。まず、各社の申込率については、集計及び公表についてでございますけれども、現状では四半期ごとに取りまとめさせていただいておりますが、社名を伏せた形での公表となっております。今後、社名並びに合算値の公表について、まず、MNO 様との算定方法の違いや、一部 MVNO のみの結果となる点など、一部の MVNO の結果のみとなる点につきまして、課題の整理をさせていただければと考えます。

続きまして、有効事例の共有についてでございます。申込率や有効化措置率についての情報共有だけではなくて、個社の有効な取組についても、勉強会等を通じて MVNO 業界全体での向上につながる活動を実施していくことを考えさせていただいております。

続きまして、4 ページでございます。こちらに関しては、ガイドラインの見直し及び低年齢層への情報提供についての指摘をいただいております。本件に関して、まず業界のガイドラインの見直しを行わせていただく予定でございます。ガイドライン、またはガイドラインの履行状況について、進捗の確認も行っていく予定です。ガイドラインの見直し案につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。なお、今回のガイドラインの見直しは 8 月を予定しております。

それでは、ガイドラインの見直しについて、ご説明させていただきたいと思います。5 ページをご覧ください。まず、使用者の確認の徹底でございます。現状でいきますと、使用者は全員確認しなさいという文言にはなっていないので、ガイドラインの本文の内容としましては、「全ての新規利用者に対し」という文言を追加させていただきまして、対応例につきましても、「新規申込書及びオンライン申込みページに、使用者の確認欄を設ける」というものを追記させていただきます。

続きまして、6 ページでございます。こちらは低年齢層の子どもと共有する場合を考慮して、重要事項等で注意喚起を行うなどの旨を追記いたします。具体的には、ガイドラインの本文の追加内容でございますけども、「保護者が使用しているスマートフォンを青少年が共有して使用する可能性があることを鑑み、使用者が契約者の場合であっても、フィルタリングの情報ならびに有効性について認識でき、自らの意思でフィルタリングサービスを申込できるよう契約時に情報を提供することが適当である。」というものを本文に追加させていただきまして、対応例といたしましては、「保護者が使用しているスマートフォンを青少年が使用する可能性がある場合の注意事項及び対策を重要事項説明書へ記載もしくは契約時に保護者が確認できるように注意欄を設ける」というものを追加させていただきます。

続きまして、7 ページでございます。こちらは申込率改善への取組でございます。以前よりご指摘をいただいております、オンライン申込時のフローの見直しでございます。こちらはガイドラインの本文のほうを追加させていただく予定でございます。「オンラインでの申込みや利用手続きの際には、フィルタリングサービスの申込み有無を選択させるのではなく、予め『申し込む』が選択されている手続き手順とする。ただし、フィルタリングサービスを有料サービスとして提供している場合は、保護者が有料のサービスであることを認識した上で選択できるように留意する必要がある」という文言を追加させていただく予定でございます。

続きまして、8 ページでございます。こちらはフィルタリングの利用向上についての業界全体の取組でございます。MVNOの場合です。オンライン契約の場合、有効化措置を保護者自身に実施していただく必要があります。また、有効化措置の実施有無については、保護者からの申告ということになりますので、事業者側自身でアクティベート状況を確認できるよう、努力する内容を追加する予定でございます。対応例の追加としましては、フィルタリングサービスの利用状況を把握するため、可能な限りフィルタリングアプリのアクティベート状況を確認する。未アクティベートの場合、保護者にその旨を通知し、有効化措置の促進を図るという文言を追加させていただく予定でございます。

以上がガイドラインの見直しでございます。先ほどご説明させていただきましたとおり、一応今回は8月で見直しを予定ということで進めさせていただいております。

MVNO各社のフィルタリングサービスについて、改めてまとめさせていただきましたのでご説明させていただきます。こちらはあくまでも参考資料という形になるかと思うんですが、アンケートの回答をいただいた10社全て、有料でのサービスの提供をさせていた

だいていまして、基本的に7社がiフィルターのほうのサービスを提供されていました。複数のフィルタリングサービスを提供されている会社が2社、独自のサービスを提供されている会社が4社ということでございます。料金も同じiフィルターでも若干まちまちという状況でございます。

こちら参考資料ということになるんですけども、MVNOが提供しているフィルタリングサービスの機能一覧ということでございます。こちらは機能でマトリックスを作らせていただきました。MVNOが使う全てのフィルタリングサービスで、基本的にはペアレンタルコントロール及びカスタマイズは可能ということになっております。一部のサービスでオンオフ機能はなしという場合もあるんですけども、おおむねオンオフ機能も機能としては付いているという状況ですが、オンオフ機能に関しましても、もう少し細かく調べる必要があると思うんですけども、お子様がお持ちの端末のほうに直接オンオフができるのか、保護者の端末から遠隔でオンオフするのかということの違いもあるかもしれませんが、ここはもう少し制限が必要かと思えますし、カスタマイズ機能につきましても、カテゴリー別に単純に管理というものもあれば、アプリごとに管理ということもあろうと思えますし、物によっては、同じアプリでもさらにフィルタリングがかかる、内容によってはフィルタリングがかかるもの等もあるかと思えますので、単純にカスタマイズ機能というものが同じというものではないかと思えますので、こちらのほうももう少し詳しく、今後調べていく必要があるかと思えますけども、現状のMVNO各社をフィルタリングサービスとしては、このようなものを提供させていただいてございます。

発表のほうは以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございました。今の報告、発表について質問等ございませんでしょうか。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。まず、MVNOの委員会の皆さんに感謝を申し上げます。それは、今回の資料の中で、これまで大丈夫かな？と不安に思っていた部分がガイドラインの中でクリアになっているからです。特に、今伺いながら、5ページ目で「この内容で大丈夫かな」と感じていたところ、次のページにあるガイドラインでしっかりフォローされている部分です。このガイドラインの記載の内容に関しましては、MNOさんにもこのようにしていただきたいと思う内容で、すごく感銘を受けました。そのほか、10ページ目のフィルタリングの違いに関する部分についても、こうしたものが各社に行き渡っていれば、店頭でお客様に説明をする際に、細かい機能までご案内することもできてよいと感じ

ました。

1点、3ページの数値の公表についてなのですが、毎回繰り返しのようになって恐縮なのですが、前回は申し上げましたとおり、公表した事業者さんにメリットがあるような、公表しているところこそ、安心だとか一生懸命取り組んでいると評価されるようにすべきだと考えます。公表＝損ではなく、公表＝ちゃんと取り組んでいる事業者としてプラスに働くような環境づくりというか、そういったものができたらいいと、ここまで仕上がってきているからこそ改めて感じました。

以上でございます。ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。曾我部さん、いかがですか。

【曾我部主査代理】 京都大学、曾我部でございます。ご報告どうもありがとうございます。大変前向きに取り組んでいただいて感謝を申し上げたいと思います。

今、尾花委員からもご指摘いただいた観点なんですけれども、MNOさんのほうでもぜひ参考にさせていただきたいというご発言があった点と関連してなんですけど、今回の資料の8ページ目のフォローアップ、アクティベート情報を確認し、保護者にその旨を通知という点なんですけども、これは、以前のこの場でも、MNOさんに対して事後にメールなり何なりでアクティベート、有効化していない保護者に対しては何かリマインドしてはいかがかみたいなことを申し上げたかと思ひまして、この度、MVNOさんのほうで、それにに向けた取組がなされるということですので、MNOさんのほうでも改めてご検討をお願いできればと思ひましたということで、これはMVNOさんというよりはMNOに対する意見ということでもあります。

以上です。

【中村主査】 石田さん、どうでしょう。

【石田構成員】 先生方と同じ意見なんですけれども、私は、申し込むという選択ではなく、あらかじめ申込みが選択されているという7ページのところで、これは結構有効かと思ひました。全体的にいろいろ取り組んでくださいます、ありがとうございます。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。ほかによろしいですか。MVNO、MNO両方に今、コメントがありましたけれども、その前に山口さんの手が挙がっていますので、山口さん、よろしくお願ひします。

【山口構成員】 ありがとうございます。山口です。ご説明いただきまして、ありがとう

ございました。ガイドラインの本文追加というところは、ほかの先生方もおっしゃっていませんけども、非常に内容がいいと思っていて、業界としてはこういう取組をされていくというのは、非常に社会全体にとってプラスになることが多いんじゃないのかと感じます。

また、序盤に書いてあった、3ページの各社の有効事例の共有というのも非常にいいんじゃないかと思ひまして、資料 15-2で見ると、かなり申込率とかにばらつきがあるわけです。こういった中で、この企業がうまくいっているというのが共有されると、ほかの企業にとってもかなり参考になるんじゃないかと感じました。さらに、先ほどもお話が出ていたけども、フィルタリングが原則申込みとなる画面設定にするということで、ガイドラインの内容を読むと、これは多分オプトアウトにするということだと思うんですけども、これもかなり申込率を上げると感じております。

1点、私は前回からこの会議のメンバーなので、もしかしたらこれまでの議論に出ているかもしれないんですけども、1点質問がございまして、MVNOさんのパーセンテージを見ると、非常に企業によってばらつきがあります。こういったばらつきが起こる理由としてどういったものがあるかということは、ご存じでしたら教えていただけると幸いです。

【中村主査】 ありがとうございます。ここまでも幾つか、その他の指摘事項がありまして、テレサ協さんから今の質問も含めて何かコメントありますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会、井原でございます。

ご質問ありがとうございます。まず、ばらつきのある理由でございますが、これは各社、もともと契約数の母数に非常に大小がございまして、非常に多い会社様でしたら、もう既にトータルで100万回線を超えている事業者さんもあれば、まだまだそこまで至っていない事業者もございまして、1件当たりに対するパーセントというのが大きく異なってくるかとは思っております。ただ、申込率の部分に関しましては、恐らくページの作り込みの仕方であるとか、サービス自体の内容の差もあるのかもしれないんですけども、1つ有効化措置率につきましては、どうしても利用者といいますか、保護者の方が有効化措置をしたというご申告をいただくことしか、基本的にMVNOでは把握が難しいということでございます。1社は有効化率ではなく、アクティベート率と書かせていただいている会社につきましては、こちらは、基本的には店舗ベース、店舗での契約がベースとなっている事業者でございまして、他社とはなかなか、ほかのMVNOとはそもそも提供方法が異なるというところと、下のほうにあります、80%の会社様につきましても、こちらはご訪問されているみたいで、これはケーブルテレビを提供されている会社様のMVNOということで、申込みを

いただいたお客様のご自宅を訪問して、直接、有効化措置のお手続をされているということで、非常に有効化率が高いということでございますが、基本的にMVNOの場合は、ほぼオンラインということとお客様ご自身に手続と申しますか、有効化を設定していただいた後、さらにご報告をいただくということになっているものですから、ばらつきがあるという状況かと思われまます。

あと、取組について、構成員の皆様からご指摘等いただきましてありがとうございます。こちらのほうは、何とか我々のほうでしっかりとガイドラインを作成させていただいて、重要なのは、これが実際に各MVNOのほうで取組として進むかということもポイントかと思っておりますので、こちらのほうもガイドラインの見直しだけではなく、履行の状況についてもしっかりと確認をさせていただいて、全体の数字の底上げを図らせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございました。ほかに皆さんから何かコメントなど、何なりとございましたら。山口さん。

【山口構成員】 お答えいただきまして、ありがとうございました。

すいません、1点だけ、申込率がばらついているというところが私は結構気になっていて、先ほど画面かもしれないと話をされていたんですけども、業界団体はそういうことをチェックするのは難しいのかもしれないんですけども、もしかしたら申込率の差が出る要因、画面なのか、あるいは何なのか分からないですけども、そこを突き止めていくと、さらに申込率を向上させるような施策ということは考えられるのかなと思ったので、そういうことを今後、やっていくのがいいのかなと感じている次第です。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。そうですね。よろしいですか。尾花さん。

【尾花構成員】 すみません、追加の質問を1つ急に思いつきまして。今のお話を伺って、申込みのときにフィルタリングが有料であるということがネックになっているような印象をお持ちかどうかお聞かせいただけますか。フィルタリングについては、実はMNOさんも有料ではあるけれど、いろいろな安心パッケージの中に組み込まれて提供されているため無料のような印象を受けますが、実際にはしっかり費用は回収できていますよね。

MNOさんではそれが可能なのですが、MVNOさんの場合、端末の月額利用料が格安であるため、どうしても追加の有料サービスをつけるという感じになっちゃう。でも、安いか

ら選んだ利用者にとっては、200円、300円でも月額が上がるのは嫌だと考える人が多いのかもしれませんが。そうであれば、別途、対応策を考えなきゃいけないかもしれないと思ったものですから、そのあたりの感触を教えていただければ幸いです。

【テレコムサービス協会】 ありがとうございます。MVNO委員会、井原でございます。

ご指摘のとおり、有料であるというところは若干、申込率に影響している可能性はあるかと思えます。特に、2ページのところの米印で書かせていただいているとおり、OSのフィルタリングについては、我々のほうではカウントできていないという状況でございます。実際、各社様からのアンケートを取らせていただいたときも、実際、OSのフィルタリングを使うからという理由で申し込まれないということも聞いておりますので、合わせたらどうかというところは1つ、確認を今後、できるのであればする必要はあるかと思っておりますが、どうしても尾花先生からもご指摘いただいたとおり、MVNOの場合は薄利でやらせていただいている部分も非常にありまして、特にデータだけで提供しているサービスもございます。データ通信の場合は本当に非常に単価が低いサービスですので、そもそも200円、300円というものを負担することは非常に経営的に厳しい状況でございますので、現状でいくと有料ということになっているんですけども、改めて言いますけども、確実に有料であるということは申込みが進まない1つの原因にはなっているかと思われます。

以上でございます。

【尾花構成員】 ありがとうございます。もしそうであれば、契約の際に、デフォルトで加入するにチェックを入れておくというお話がありましたが、デフォルトで加入するフィルタリングが有料（月額〇〇円）の場合は、「OS事業者の提供するサービスでフィルタリング（無料）を利用する」という選択肢を1つ追加して、最後に「不要」とする3つの選択肢を設ければ、OS事業者のサービスならタダで安全対策ができるということを知らない方にも伝わると思えます。この辺の工夫は、また別途考えたいところだと思いました。どうもありがとうございました。

（3）閉会

【中村主査】 どうもありがとうございました。さて、そんなところでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今日の議事はここまでにしたいと思えます。新たな課題及び対策案というものに対しても、今日はフィルタリングのカスタマイズのことですとか、あるいはコロナとGIGA

の環境変化の背景の扱いといったコメント、ご意見もありましたので、それらも踏まえて、できるところを修正して取りまとめて、後日、これを公表したい。先ほど来、お話ありますとおり、今回、工夫をしてまとめたものをメッセージとして外に出すのが非常に大事な仕事になってまいりますので、できるだけ早く公表するという段取りを取りたいと思っております。具体的な修正については、主査である私にご一任いただいてよろしいでしょうか。異議なければそのように取り運びます。

（「異議なし」の声あり）

【中村主査】 ありがとうございます。

では、事務局とも相談をして、頭をひねって取りまとめたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。本当に構成員の皆さんには精力的にご議論、ご検討いただいております。ありがとうございました。

新たな課題及び対策ですけれども、今後のタスクフォースで、それぞれの主体の取組をフォローアップしていきたいと思っておりますので、今日も最後のほうでいろいろと新しい取組に対するコメントもございましたので、関係者における今後の一層の取組も併せてお願いする次第です。ありがとうございました。

では、最後に次回のスケジュールについて、事務局から連絡をお願いします。

【関沢消費者行政第一課課長補佐】 次回の日程、場所等につきましては、調整の上で別途事務局からご連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村主査】 では、閉会いたします。ありがとうございました。

以上